

入札公告

低入札価格調査制度適用 1号工事

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、広島県水道広域連合企業団契約規程第16条の規定により公告する。

また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。

令和7年12月24日

広島県水道広域連合企業団
東広島事務所長 中西康雄

1 工事名	令和7年度 管路更新（耐震化）事業ほか 寺家地区ほか配水管布設替工事
2 工事管理番号	9-107-0039
3 工事場所	東広島市西条町寺家ほか
4 工事概要	DIP(GX) ϕ 200 L=61.6m PEP(EF) ϕ 150 L=275.1m、PEP(EF) ϕ 100 L=663.1m、PEP(EF) ϕ 75 L=21.3m、PEP(EF) ϕ 50 L=15.5m 減圧弁設置工 N=6基、排水管設置工 1式、給水管分岐替工 N=10箇所
5 工期	契約日の翌日から令和8年12月25日まで
6 予定価格	225,760,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
7 調査基準価格	有り
8 建設工事の種類	水道施設工事
9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項	

次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(7)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	水道施設工事 かつ 土木一式工事		
(2) 広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）指定給水装置工事事業者の指定	要		
(3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は特定建設業許可を必要とする。		
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者		
(5) 認定等級又は年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう（東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者に限り、年平均完成工事高は問わない）。	ア 東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級（格付け） A	年平均完成工事高 問わないものとする
(6) 同種・類似工事の元請施工実績 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項4」の基準等を満たすこと。（東広島市ホームページ掲載のものに準拠）	上水道又は簡易水道の送・配水管布設工事の元請施工実績を有する者		
(7) 技術者 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項4」の基準等を満たすこと。（東広島市ホームページ掲載のものに準拠） ※技術者の兼務については「技術者等の適正配置について」を参照すること。（東広島市ホームページ掲載のものに準拠）	次のいずれにも該当する技術者を配置できる者 ア 請負代金額（税込）が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）となる場合は、専任で配置できる者。 イ 水道施設工事に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者 ※下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は監理技術者の資格を有する者。 ウ 水道施設工事の経験〔上水道又は簡易水道の送・配水管布設工事の元請監督実績〕（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者 ※原則、工事の全期間に従事した者であること。 エ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者		

1.0 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）

- (1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
- (2) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(11)参照
- (3) 完全電子案件：共通公告1(12)参照
- (4) 電子くじ実施対象案件：共通公告5C(3)参照
- (5) 社会保険未加入対策対象案件：共通公告5J参照
- (6) 契約後V/E対象案件：共通公告5F参照

(7) 積算内訳書：労務費等を記載する新しい様式の積算内訳書を提出すること。

※様式掲載場所（東広島市ホームページ）

　　ホーム > 組織から探す > 契約課 > 4 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（様式・提出書類） > 入札書/委任状/入札辞退届/積算内訳書

(8) 公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、企業団又は東広島市の指名除外措置を受けていない者であること。

(9) 本契約では、契約年度において部分払いの請求を行うことができない。

(10) 債務負担行為に係る契約の特則。各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額は次のとおりとする。

　　令和7年度 支払限度額 請負代金額（税込）の40%（出来高予定額 0円）

　　令和8年度 支払限度額 残額（出来高予定額 残額）

(11) 東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定。以下「低入札要領」という。）適用案件：

　　共通公告5B(5)参照

1.1 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、広島県電子入札等システム（以下「電子入札等システム」という。）を利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、東広島市電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

入札の結果、落札候補者となった者は、次の提出資料各1部を電子入札等システムを利用し速やかに提出すること。

提出資料		詳細
資格要件確認資料	(1) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	必要なし
	(2) 施工実績及び配置予定技術者確認資料	様式第1（原則、添付ファイルはExcel形式で提出すること） ※東広島市ホームページに掲載している令和7年4月1日以降の新しい様式を使用すること。
	(3) 会社の実績を確認するための資料	次のいずれか1つ以上 ア COR INS（登録内容確認書）の写し イ 発注者の証明書の写し ※ア又はイのいずれにおいても、9(6)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し [約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。]を加える。
	(4) 技術者の資格を確認するための資料	次のいずれか1つ以上 ア 「監理技術者資格者証（表・裏）の写し」及び「監理技術者講習修了証の写し」 ※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されている場合は、「監理技術者講習修了証の写し」は不要とする。 イ 「技術者合格証明書の写し（又は、実務経験により主任技術者資格を満たすことが確認できる実務経歴書等）」及び「雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）の写し」 ※イの「雇用関係にあることを確認できる書類」について、健康保険被保険者証の写しは不可 ※様式第1の「配置予定技術者の従事形態」において、「下請契約の予定額が5,000万円（建築一式工事8,000万円）以上であるため、監理技術者として配置する」を選択した場合はアの資料を提出とすること（この場合、イは不要とする。）。
	(5) 技術者の経験を確認するための資料	次のいずれか1つ以上 ア COR INS（登録内容確認書）の写し イ 発注者の証明書の写し ※ア又はイのいずれにおいても、9(7)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し [約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。]を加える。 ※ア又はイにおいては、配置予定技術者の氏名が確認できること。
	(6) 誓約書	様式第4（原則、添付ファイルはWord形式で提出すること）
	(7) 建設業許可申請書別紙二の写し	必要なし
	(8) 経営業務の管理責任者及び専任技術者を確認するための資料	必要なし
	(9) 媒体提出届	様式第5（原則、不要） ※ただし、電子入札等システムを利用せず書面又はCD-Rにより持参する提出資料があるときは、媒体提出届を、電子入札等システムを利用しWord形式の添付ファイルとして提出するとともに、企業団東広島事務所業務課に持参する媒体にも写しを添付すること。

※会社の実績及び技術者の経験について、東広島市又は企業団東広島事務所発注工事における実績は実績証明の添付不要とする。

※入札の結果、請負代金額（税込）が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）となった場合は、配置予定技術者に係る資格要件確認資料の提出は不要とする（配置予定技術者の資格要件の確認を行わない。）。

1 2 低入札価格調査制度について

(1) 低入札要領第2条に規定する低価格入札者は、東広島市又は企業団東広島事務所の請求により、指定する期限までに低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書及び同条に掲げる資料（以下「低入札価格調査報告書等」という。）を提出しなければならない。なお、低価格入札者となることが見込まれる者は、入札時に低入札価格調査報告書等を提出できるものとする。共通公告5B(5)を参照のこと。

低入札価格調査報告書等	提出部数及び添付書類（記載及び内容に関する留意事項は低入札要領を参照のこと）
低入札価格調査報告書等	1部 ■低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書（別記様式第1号）及び同条に掲げる資料 ※ただし、低入札要領第6条第1項第4号に係る必要書類である配置予定補助者の資格・工事経験調書（別紙その2）の提出は不要とする。

- (2) 低価格入札者は、入札時又は低入札価格調査報告書等の提出時に、通常の積算内訳書に加え、設計図書に添付している「低入札価格調査制度対象工事積算内訳書」をExcel形式で提出すること。
- (3) 低入札要領第8条の調査の結果、価格その他の条件が企業団東広島事務所にとって最も有利な者であっても落札者とならぬことがある。
- (4) 低価格入札者は調査に協力すること。
- (5) 失格基準価格を下回る価格の入札は無効とする。
- (6) 低価格入札者が契約者となった場合、低入札要領第11条の2に規定する措置を講じる。

1 3 日程等に関する事項

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和7年12月24日	企業団ホームページ 及び 企業団東広島事務所掲示板に掲示する。
設 計 図 書 の 閲 覧	令和7年12月24日～ 令和8年1月6日	企業団ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質 問 書 提 出 期 間	令和7年12月24日～ 令和8年1月7日	質問書（様式第7）により企業団東広島事務所工務課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。
回 答 書 閲 覧 期 間	令和8年1月15日～ 令和8年1月21日	企業団ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入 札 期 間	令和8年1月20日 (午前9時～午後5時) 及び 令和8年1月21日 (午前9時～午後4時)	電子入札等システムを利用して入札を行う。 ※書面参加申請を行う場合は、入札2日目の午後3時までに企業団東広島事務所業務課へ提出すること。
開 札 日 時	令和8年1月22日 午前9時10分	電子入札室（東広島市役所本館4階）で行う。
低 入 札 価 格 調 査	開札後に調査対象者について調査を行う。	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、落札候補者の行った入札が調査基準価格を下回る場合は、資格要件を審査する前に、低入札要領第8条に定める調査を行う。当該調査対象者が低入札要領第9条に該当する場合は、次点の低価格入札者を調査対象者とする。
事 後 審 査	開札後に入札参加資格要件を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

※契約締結は、企業団東広島事務所業務課で行う。

1 4 留意事項

- (1) 企業団東広島事務所の入札契約制度は、企業団契約規程附則第8項の規定により、東広島市の制度に準拠する。
- (2) 本案件入札に参加する者は、上記9に規定しているとおり、東広島市の入札参加資格者名簿に登録された者であることを要件とする。
- (3) 本案件入札に係る提出資料の様式は、東広島市の入札契約制度に係る様式（東広島市ホームページ掲載のもの）を使用することができる。この場合において「東広島市長」とあるのは「広島県水道広域連合企業団東広島事務所長」と読み替えるものとする。

1 5 問合せ先

広島県水道広域連合企業団 東広島事務所 業務課 （東広島市西条中央二丁目5番18号 電話 082-421-3661）

※広島県水道広域連合企業団東広島事務所から東広島市へ、入札契約事務の一部を委託している。よって、東広島市総務部契約課（東広島市西条栄町8番29号 電話082-420-0930）から、本案件入札の提出資料の内容に関し確認等を行う場合がある。